

小布施町農業委員会議事録

- 1 招集通知年月日 令和4年7月20日
- 2 開会年月日、時間 令和4年7月29日 午後2時00分
- 3 会場 小布施町公民館 講堂
- 4 委員総数 14名
うち農業委員8名、農地利用最適化推進委員6名
- 5 出席委員数
・農業委員 7名
小林 春代 三田 和彦 平松 幸明 島津 忠昭 小林 広幸
牧 けい子 関口 実夫
・農地利用最適化推進委員 6名
浅岡 久志 本間 広之 桐原 幹男 鶴田 修一 金井 和男
関谷 正治
- 6 欠席委員 1名
岩崎 博行
- 7 議長氏名 島津 忠昭
- 8 事務局出席者 宮崎 貴司 草間 愉佳子
- 9 会議の附議事項
議案 第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案 第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案 第12号 農用地利用集積計画の決定について
議案 第13号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について
報告 第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

10 会議の顛末

事務局：開会（午後2時00分）

議長：委員総数8名 出席者7名で定足数に達しておりますので、ただ今より7月定例総会を開会いたします。

はじめに、小布施町農業委員会会議規則第41条に規定する議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員ですが、2番三田和彦委員、4番平松幸明委員の両名をお願いします。

それでは、これより審議に入ります。

議案第10号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より朗読願います。

事務局：（朗読）

議長：では、番号1について、事務局より説明願います。

事務局：地図は1ページをご覧ください。申請地は、国道403号線沿いの東側の区域に位置しています。

譲渡人、譲受人ともに中野市在住の方です。申請地は今まで3年毎に利用権設定をして耕作されてきましたが、譲渡人が高齢になったため、貸付けではなく所有権の移転をしたいと申し出たそうです。譲受人はこの土地の周辺に所有地が多くありまして、作業効率もよいのでその話を受け入れたということです。申請地では現在、牧草を年に3回ほど収穫しており、買受後も同様の耕作を続けていく予定です。

譲受人の現在の営農規模ですが、約1町5反歩の採草放牧地があり、その他にコメが1町8反歩、野菜が7反歩あります。小布施町に所在する譲受人の耕作地はすべて採草放牧地として利用しています。労力は、本人と兄の2名を中心とした家族5人の他に、雇用者もいます。農機具の保有状況は、軽トラック2台、普通トラック3台、乗用草刈機2台、トラクター3台、そして家畜の肉用牛300頭とのことです。畑までの距離は自宅から約10kmあり、車で15分です。

譲受人はしっかり管理をされていますし、ここで所有地の規模を拡大されたとしても、経営規模はこれまで通りで変化なしということになりますので、特に問題はないものと考えます。以上、ご審議をよろしく願いいたします。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号1は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号1は許可とします。

続いて、番号2について、事務局より説明願います。

事務局：地図は2ページをご覧ください。申請地は、一般県道中野小布施線と雁田山に挟まれた区域内に位置しています。

貸付人は雁田の方、借受人は中野市の方です。貸付人は、1月にご主人を亡くされまして、本人も高齢となり耕作できないため町農地バンクに登録してしまして、このたびその仲介により話がまとまったものです。借受人は現在中野市内にお住まいですが、小布施町に引っ越す予定があるため、小布施町で土地を探していたそうです。

借受人の現在の営農規模ですが、中野市に畑が約1反5畝あり野菜を栽培しています。労力は本人のみです。農機具の保有状況は、軽トラック1台、耕運機1台、豆トラ1台、噴霧器2台、草刈機1台となっています。現在は中野市在住のため通作距離は自宅から約13km、車で27分となっていますが、小布施に引っ越した後は通作距離も短くなりますので問題なく耕作できると考えます。以上です。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 2 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 2 は許可とします。

続いて、番号 3 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 3 ページをご覧ください。申請地は、JA ライスセンターの南東で、くだもの街道の東側の区域内に位置しています。

貸付人、借受人ともに松村の方です。これまでは、主たる労力を貸付人の母親として営農していましたが、その母親が高齢になり経営規模の縮小を考えていたそうです。借受人は米栽培の経験も道具もありませんが、貸付人とは親族の関係にあり、農機具の貸し借りもでき、教えてもらいながら栽培も進められるとのこと。また議案書をご覧くださいと申請地の面積を 2,668 m²の内 1,000 m²と記載しておりますが、このように一部を借り受けることにするのも、まだ一筆すべてを耕作できる技術がないから、ということだそうです。

借受人の現在の営農規模ですが、約 2 反 6 畝の野菜と約 300 m²の栗を栽培しています。労力は本人含め家族 4 人です。農機具の保有状況ですが、軽トラック 1 台を所有していて、その他は SS、乗用草刈機、トラクターを母親の実家から借りている状況です。通作距離は車で 5 分です。コメの栽培経験も必要な農機具も保有していませんが、貸付人や母親の実家といった親戚のバックアップもあるので、問題なく耕作できると考えます。以上です。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 3 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 3 は許可とします。

続いて、番号 4 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 4 ページをご覧ください。申請地は、上信越自動車道の東、山王島公会堂の南に位置しています。譲渡人は愛知県、譲受人は須坂市にお住まいの方です。譲渡人は県外にお住まいのため耕作できず、農地バンクに登録し耕作できる人を探していました。一方、譲受人は現在自営業で生計を立てていますが、農業の分野にも成長の余地があると考え、新規参入されたいということです。ですから、議案書をご覧のとおり、譲受人は新規の農地取得となっています。農機具の保有状況は、軽トラックを 1 台所有していて、他に耕運機、動噴を自己資金で購入する予定でいます。現在お住まいの場所からは車で 15 分程度かかりますが、申請地には隣接する宅地がありまして、そこを同じ譲渡人から購入し、町に転入する予定であります。ですので、申請地は、後は屋敷畑として管理できるようになります。栽培するのは主に自家用の野菜であり、経験については実家での野菜栽培の手伝い経験があるとのこと。以上です。

8 番牧委員：今現在の申請地の様子はどのようであるかお聞きしたいです。

事務局：譲渡人や近所の人が稀に草刈り等最低限の管理をされているそうなので、遊休農地の判定が入るレベルの荒れ方ではないはずですが、先ほどの説明で申し上げた宅地の部分にはとても古い空き家がありまして、申請者は転入するに当たってはこの空き家を撤去してそこに新築する予定です。本日時点ではもう更地になっているかと思われます。

そして、畑の方についてですが、この話がまとまった時点で譲受人の方で耕作だけ先行して始めてくれるということになったそうです。本日時点の現状は、栗の木が何本かあり、その栗の木は少し暴れていて、南側の他者の宅地に向かって枝が飛び出したりしています。

しかしこの案件をご許可いただければ、譲受人の方で耕作だけは先に始めてくれるということになっているのと、申請者にはほとんど経験がなく、道具もあまり揃っていないことから、恐らく宅地をいじるときにまとめて業者の手により整備するのだと思われます。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ番号 4 は許可としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため番号 4 は許可とします。

議長：次に、議案第 11 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：転用目的は住宅の新築です。転用面積は 462 m²となっております。

地図は 5 ページをご覧ください。申請地は、町立小布施中学校の北の区域に位置しています。それでは議案書に取り付けた添付資料をご覧ください。申請書の書面の 3 欄に記載のとおり、譲受人は現在長野市のアパートにお住まいですが、家族も増え手狭になってきたこともあり、両親の自宅の近隣に自己用住宅を建設されたいそうです。

転用許可基準の立地基準については、水管 2 種類が埋設された道路の沿道、かつ、500m 以内に 2 以上の教育施設が所在していることから、第 3 種農地と判断されていますので、原則許可の案件であり、認められると考えております。

次に、一般基準について、事業実施の確実性は、金融機関からの融資相談結果通知および残高証明書、証券取引残高等証明書により確認を致しました。申請地は譲渡人の所有地であり、抵当権等は設定されていません。

また、隣接地の状況についてですが、これについては地図資料の方をご覧ください。北側と東側は農地、西側は道路、南側は宅地で親の居住地となっております。よって北側と東側の隣接農地に対しては特段の対策を要するということになりますが、これは申請書の 6 欄に記載があるとおり、農地の境界にはコンクリート擁壁を設けて土砂の流出を防ぎます。周辺農地に被害等が発生した場合には申請人が補償するとのこと。取水と排水については西側隣接道路に埋設の本管へ接続します。また、配布資料の次のページの雨水浸透処理施設計画図という方の図面に記載のとおり、雨水は敷地内に浸透柵を設けて全量排水し

ます。

以上のことから、周辺の農地への影響は特に認められず、転用はやむを得ないと考えます。

ご審議をよろしくお願い致します。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 1 は異議なしとしたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は異議なしとします。

議長：次に、議案第 12 号、農用地利用集積計画の決定について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：それでは、番号 1 について、2 番三田委員より説明願います。

三田委員：地図の方が 6 ページをご覧くださいと思います。北岡神社から見て北側の位置になっております。

借受人は現在、小布施町の延徳田んぼを中心に、借りている所も含めて 7 町歩を耕作しています。貸付人は、借受人が借り受けて耕作している田んぼの隣を耕作されている方であり、借受人の方から借りられたらとても仕事上都合がいいので、と貸付人に問い合わせたところ、年齢も高齢なので、ということですから話がまとまったというふうにお聞きいたしました。

借受人の労働力ですが、これまでも何度か議案説明でお伝えしていますが、現在、7 町歩からやっておられる関係で、かなりの農機具を所有しています。労力といたしまして、男性 2 名、女性 2 名、繁忙期には 6 名から 8 名ぐらいの方が随時待機されるというふうにお聞きしました。距離ですが、北岡の神社の近くということで、借受人の自宅から 10 分かかる程度のところがございます。

労力も充分でありますし、大丈夫ではないかと考えます。以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議長：これにつきまして質問等ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 1 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 1 は決定とします。

続いて、番号 2 について、事務局より説明願います。

事務局：地図は 1 ページをご覧ください。申請地は、貸付人、借受人ともに中野市の方です。

令和元年 8 月 1 日より 3 年間の利用権設定をしていますが、今月末で契約期間満了となるため、再設定の手続きをするものです。

契約年数が半年延びまして、3 年 6 ヶ月間となっております。それ以外は前回同様で、引き続きそばを栽培する計画となっております。

以上です。

議長：これにつきまして質問等ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 2 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 2 は決定とします。

続いて、番号 3 について、事務局より説明願います。

事務局：こちらの案件は、農地中間管理事業によるもので、ご覧のとおり公益財団法人長野県農業開発公社が間に入っています。地図は 3 ページをご覧ください。申請地は、くだもの街道の東側で、長野電鉄の線路のすぐ北側に位置しています。

この申請地は、4 月の審議において現在の公益財団法人に所有権移転することを決定しましたので、今回は、そこから譲受人の方に売り渡される件、ということになります。譲受人は高山村にお住まいです。

借受人の営農状況ですが、現在、町外に約 1 町 3 反歩の耕作地があります。申請地は現況田ですが、許可後は畑地利用に変えて、栗の栽培をする予定だそうです。農機具類も、トラクター、田植え機、コンバイン、SS、乗用草刈機と、ひと通りそろっています。

町外の方ですが、現在の経営規模から見て、規模拡大が問題なく工作をしていただけるものと思われまます。以上です。

議長：これにつきまして質問等ございますか。

—質問—

議長：質問が無ければ、番号 3 は決定としたいがよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、番号 3 は決定とします。

議長：次に、議案第 13 号、令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：それでは、事務局より説明願います。

事務局：資料の 1 農業委員会の状況は令和 4 年 4 月 1 日現在のものを記載しています。2 の農家、農地等の概要については長野県農業会議の農政部長より示されたデータを入力しております。畑の詳細については現時点では国から示されていません。

次に最適化活動の目標です。管内の農地面積は先に示したデータどおりです。これまでの集積面積は令和 3 年度担い手の農地利用集積状況調査から引用した数値です。集積率については資料記載のとおり、これまでの集積面積を管内の農地面積で割ったものになります。課題については記載のとおりですが、農業従事者の減少と高齢化等による不耕作地や遊休農地の増加に加え、各農家の耕作地の分散等が、農地の維持・確保・担い手への集積を進めるのに課題となっています。耕作地が分散化し作業効率が低下している地域においては、特に、担い手農家の農地の集約を進める必要があります、としています。

次に目標についてです。農地の集積の目標年度、集積率は長野県から示された数値になっております。今年度の新規集積面積は松北地区の集積の件を考慮し、4ha としました。農地面積は先に示したデータのとおりで、今年度末の集積面積は 1 現状及び課題のこれまでの集積面積に今年度の新規集積面積 4ha を足し合わせた数値になります。今年度末の集積率については、資料に記載のある数式に当てはめて、33.8%となっています。

次に遊休農地の現状及び課題についてです。1 号遊休農地面積のうち緑区分の遊休農地面積と黄区分の遊休農地面積については令和 3 年度農地利用状況調査の結果より記載しています。課題については、遊休農地の面積は数値的に減ってはいるものの、農業従事者の高齢化や後継者不足等による労力不足は慢性的課題となっており、毎年新たな遊休農地が発生している。啓発等によりいったん解消しても、時間が経つと再び遊休化してしまう農地も多い、としています。

次に目標についてです。ア既存遊休農地の解消の a 緑区分の遊休農地解消、b 黄区分の遊休農地の解消については、先に現状および課題で述べたとおりの数値となっています。黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針は、農地利用状況調査の取りまとめが完了する 9 月末までに工程表を策定する、としています。イの新規発生遊休農地の解消については、今年度の運用改正で「新規の遊休農地は 1 年以内に再生させること」を目標とすることとなったため、このような欄が作られました。なので、初年度の令和 4 年度については記載不要となりますので、ご覧のような状態になっております。

次に新規参入の促進についてです。「現状及び課題」については令和 3 年度の点検・評価と同じ数値を記載しています。課題は、法人、個人ともに耕作地が点在しがちであること、および、新規参入者のなかでも、認定新規就農者は良好な農地を取得しにくい場合があること、としております。目標については下のコメ印 1 に記載のとおり、農地法第 3 条第 1 項に基づく許可及び農用地利用集積計画による権利移動の面積の合計を記載しています。また「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」はコメ印 2 に記載のあるとおり、過去 3 年間の権利移動面積の平均の 1 割以上ということになっていますので、その通りに記載して 2ha となっています。

次に「最適化活動の活動目標」について、1 人当たりの活動日数は国の設定目標、かつ、長野県からの指示である月 10 日とし、最適化活動を行う農業委員の人数は現在の農業委員 8 人と農地利用最適化推進委員の 6 人を記載しています。活動強化月間の設定目標については 11 月の遊休農地の解消と 12 月・1 月の農地の集積集約を 2 回分としてカウントしての計 3 回です。内容については法令業務やそれに準ずるものではなく、町単独で行うものという想定で記載をしています。遊休農地の解消では、農地の利用調整の取組強化月間として、担当地区の担い手を中心に意向等を調査する、としています。農地の集積・集約については全ての作物の収穫を完了するのが 12 月なので、各農家が翌年の計画を練る前に、農地の集約と担い手への集積を働きかける月間とする、としています。新規参入の相談会

への参加目標については、新規就農担当者と相談したものです。新規参入相談会への参加回数は2回としまして、開催時期は新規就農の希望者がいる時に限り、相談会名は「長野地域オンライン就農相談会」、参加者数は1回あたり2人として、開催場所は長野地域振興局になります。相談会の内容としては、小布施町で就農を希望する方向けの相談会であり、委員2名が参加する。実際に相談されている内容を確認したり、質問があれば必要に応じて受け答える等、小布施町での就農を勧め、転入を促すとしています。

以上です。よろしく願いいたします。

議長：これにつきまして質問等ございますか。

議長：確認ですけれども、最適化活動の目標の1の(3)で「新規参入の促進」の②目標の表なんですけれども、実際の面積が平成30年度までの3年間分なんですけれども、直近のものでなくていいんでしょうか。

事務局：ここは、各市町村が自由に設定するものではなく、もう決まったフォーマットになっている部分だったので、正直理由はわかりません。多分ですが、全国どこの市町村も確定できているところ、とか、そういったことでしょうか。私も結構前だな、とは思いますが。

議長：フォーマットが決まっているということであれば、了解しました。

議長：昨年はこの件についてこうした検討は行わなかったような気がするんですけれども。それと、今後も毎年この目標設定をするということになるのだと思うんですけれども、その時期としては7月でよい、ということですか。

事務局：まず、昨年までの運用についてお答えいたしますと、実際こういった目標の設定に対して、その翌年度になった時点で前年度の点検評価というサイクル自体はずっとあったものです。とはいっても恐らくそこまで昔からではないんですけど、ずっと行われていたものです。

ただ、運用の方法というか、これをよく考えて設定し、それに向かって本当にしっかり活動をしていくような活動をしよう、というふうになったのが今年度からでして、そのしっかりしたものにするに当たっては、議決を経て、県とかに提出をする、というサイクルは新しく発生した部分です。

ですので、このように審議をして、毎年度目標設定というものをしていく、みんなで決めていくということは、今年度以降毎年行うことになります。

なので、昨年度までのサイクルのなかにその部分がなかったのですが、たぶんどこの市町村も事務局が体裁を整えるかたちで済ませてきていまして、各自治体のホームページをご覧くださいますと、一応公表もしています。そこは今年度以降も変わりません。

そのなかで、目標の設定の内容なども、今ご覧いただいているものと比べて、委員さんがこういう活動をするというような部分は、だいぶ中身としては変化していますし、こんなに月当たり何日活動するという部分も、指し示すような欄は昨年まではありませんでした。

それから、議案の議決のタイミングという質問の方ですけれども、これは、翌年度になってから点検評価をするものなので、タイムリーに行うなら4月中ということになります。そこから新年度の目標設定は6月30日までに議決して決めるというサイクルになりますので、そこで県とかへの提出も終えて公表を済ませるというサイクルになっていて、実はそれも前年度までのサイクルとは変わっていないのですが、とにかく議決することのサイクルが増えていますので、目標設定は実質的な話をする今回のように協議会などで前月の

定例会までに提案だけはさせていただいて、6月に議案化して、ギリギリでも決める、もっと早ければそれに越したことはないわけで、4、5、6月のどこかで目標設定を終えていく、というイメージになります。

議長：という状況を説明いただきました。

13 番鶴田委員：最適化活動の活動目標の 1 人当たり最適化活動を行う目標を月 10 日と決めたのは、これは無理があるんじゃないかと思うのですが、あくまでも目標なんですか。

事務局：その通りです。活動記録簿の話をした時にも「月 10 日」ということについてはお話をしていますが、要するにその数字がここに来ているわけですけど、月 10 日というのは全国共通でそのぐらいやって欲しいという国のお達しの部分です。長野県全体として一応、目標としては一律にこれにして、との指示がありました。なので、現実的かどうかというのとは別次元で月 10 日ということになっています。

10 番浅岡委員：これだけの項目があると、安全策を取った数字を記載しても、いくつかは達成できない可能性が出てくると思います。それで、次の年の目標を立てる時にクリアしていない項目がある場合に、何かペナルティか何かはあるのかお聞きしたいです。

事務局：今のところそのような情報はないはずですが。

でも、活動日数については、最適化交付金の交付額に影響があるということは、ついこの間お知らせしたとおりです。ですが、それも 7 月に交付要綱が改正されてだいぶ気が楽になったと思います。農地の集積集約、人・農地プラン関連、遊休農地解消の分野に関しては月 1 日以上活動すればよいということですからね。

議長：その他に質問ございますか。

—質問—

議長：他に質問が無ければ、令和 4 年度最適化活動の目標の設定等については決定とした方がよろしいでしょうか。異議なければ同意される委員の挙手をお願いします。

—挙手全員—

議長：挙手全員のため、令和 4 年度最適化活動の目標の設定等については決定とします。

議長：次に、報告第 4 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局より朗読願います。

事務局：(朗読)

議長：では、番号 1 について、事務局より説明願います。

事務局：貸付人、借受人ともに中野市にお住まいの方です。地図は 1 ページをご覧ください。該当地は、国道 403 号線から中野市に向かったところの東側の区域に位置しています。本案件は議案第 10 号番号 1 と関連しておりまして、このたび所有権移転をするため、合意解約したのになります。以上です。

議長：これにつきまして質問ございますか。

—質問—

議長：質問がなければ報告案件のためご了承願います。

議長：以上を持ちまして、本日の案件はすべて終了いたしました。これにて閉会といたします。

閉会（午後 2 時 56 分）

以上、会議の顛末を記録して議事録署名委員と共に署名する。

令和4年7月29日

小布施町農業委員会長 島津忠昭

議事録署名委員 三田和彦

議事録署名委員 平松季明

